



よくあるお問い合わせ

大府市低所得世帯生活支援特別給付金(7万円追加給付)

令和6年1月 30 日更新

目次

1 制度概要

問 1-1 この給付金の目的は何ですか。……………	1
問 1-2 報道で、「減税と給付の組合せで国民生活を支援する」というような説明がありました。今回の給付金とどう関係するのですか。……………	1
問 1-3 この給付金は、課税の対象となりますか。……………	2
問 1-4 この給付金は、市町村等の差押えの対象となりますか。……………	2
問 1-5 この給付金は、これまでの給付金とどのような関係がありますか。……………	2
問 1-6 他の市町村でも同じような給付金があるようですが、この給付金は全国的な制度ですか。……	2
問 1-7 制度が難しくてよく分かりません。どこに行けば詳しく教えてくれますか。……………	3

2 給付要件(共通)

問 2-1 給付金はどのような世帯が受給できますか。……………	3
問 2-2 給付金の要件を満たしているかどうか、どのように判断すればいいですか。……………	4
問 2-3 給付金の金額は、家族の人数や所得によって増えますか。……………	4
問 2-4 自分の世帯や住民税のことがよく分かりません。詳しく知りたい場合には、電話で問い合わせればいいですか。……………	4
問 2-5 基準日である令和5年 12 月1日に大府市に住民登録がある世帯が対象ということですが、届出をした日という意味ですか。……………	5
問 2-6 同じ敷地に子どもの世帯と別々で生活していますが、この給付金制度での「世帯」は、どのような定義ですか。……………	5
問 2-7 外国人は、給付対象ですか。……………	5
問 2-8 租税条約の届出をした世帯は、給付対象ですか。……………	5
問 2-9 令和5年1月2日以降に海外から入国したため、令和5年度住民税が課税されていない場合には、給付対象になりますか。……………	5
問 2-10 生活保護受給世帯は、給付対象ですか。……………	5
問 2-11 失業を理由に住民税の納付が免除されている世帯は、給付対象になりますか。……………	6
問 2-12 住民税を滞納し、納税していませんが、給付対象になりますか。……………	6
問 2-13 給付金の手続きは、誰がすることになりますか。……………	6
問 2-14 自営業をしていますが、まだ確定申告等の税務手続きが終わっていません。これから申告する予定のため、現時点では課税されていませんが、給付対象になりますか。……………	6
問 2-15 私の世帯は、ひとり親家庭です。この給付金を受給するには、どのように手続きをすればいいですか。……………	6
問 2-16 他の市町村からも同じような給付金の案内が届きました。このまま2か所から給付金を受け	

取ってもいいのでしょうか。…………… 7
問 2-17 単身赴任をしている都合で、大府市に住民票を残したまま、赴任先の市町村で住民税の手続
をしています。この場合、この給付金の取扱いはどうなりますか。…………… 7

3 給付要件 (1)申請が不要な世帯(基準日に住民登録がある世帯)

問 3-1 私は、令和5年12月10日に大府市を転出し、現在は別の市町村で生活しています。大府市から
給付金の案内が届きましたが、受給してもいいのですか。…………… 7
問 3-2 市から「支給要件確認書」が届きましたが、他の市町村からも同じような給付金の案内が届きま
した。このまま2か所から給付金を受け取ってもいいのでしょうか。…………… 7
問 3-3 市から「支給要件確認書」が届きましたが、「確認内容②」の意味がよく分かりません。具体的
に、どのようなことを確認すればいいか分かりません。…………… 8
問 3-4 市から「支給要件確認書」が届きましたが、「確認内容③」をチェックするに当たって、どのよう
なことを確認すればいいか分かりません。…………… 9
問 3-5 配偶者が単身赴任中のため、専業主婦(夫)の私が一時的に世帯主になっています。今回、市か
ら私宛てに届いた「支給要件確認書」は、誰が確認すべきものですか。…………… 9
問 3-6 市から届いた「支給要件確認書」に記載された世帯主は、すでに亡くなっています。今は、残され
た家族のみで生活していますが、給付対象になりますか。…………… 10
問 3-7 大府市に住む友人は既に「支給要件確認書」が届いたのですが、自分にはまだ届きません。給付
要件を満たしていると思うのですが、対象ではないということでしょうか。…………… 10

4 給付要件 (2)DV等避難などの理由で申請が必要な世帯

問 4-1 私は、配偶者の扶養を受けて、A 市で生活していましたが、令和5年8月に配偶者からの暴力か
ら逃れるため、こどもといっしょに大府市に避難して生活しています。住民票は A 市のままです。私は給
付金を受給できますか。…………… 11

5 手続方法

問 5-1 この給付金は、いつまでが受付期間ですか。…………… 12
問 5-2 給付金手続における「プッシュ型」とは、どのような手続ですか。…………… 12
問 5-3 市から届いた「支給要件確認書」に金融機関口座が記載されているのは、なぜですか。…………… 12
問 5-4 市から届いた「支給要件確認書」を提出するときには、同封されている返信用封筒を使わなけ
ればいけませんか。…………… 13

6 支給関係

問 6-1 給付金の手続をしてからしばらく経ちますが、給付金の振込はいつ頃になりますか。…………… 13
問 6-2 この給付金は、どのように受け取るのですか。…………… 13
問 6-3 市から届いた「支給要件確認書」に表示された金融機関口座情報(ゆうちょ銀行)の桁数が足り

ません。振込誤りにならないか心配です。……………	13
問 6-4 市から金融機関口座への振込は、どのように通帳印字されますか ……………	13
問 6-5 市から届いた「支給要件確認書」には、中京銀行の口座情報が表示されています。このたび、中京銀行から店番・店名変更のお知らせがあり、私が利用している口座も変更が予定されています。「支給要件確認書」は、どのように提出すればいいですか。……………	14

7 その他

問 7-1 非課税世帯としてこの給付金を受け取った後、扶養控除の見直しがされたため令和5年度の住民税が課税になってしまいました。この場合、すでに受け取った給付金の取扱いはどうなりますか。 14	14
--	----

1 制度概要

問 1-1 この給付金の目的は何ですか。

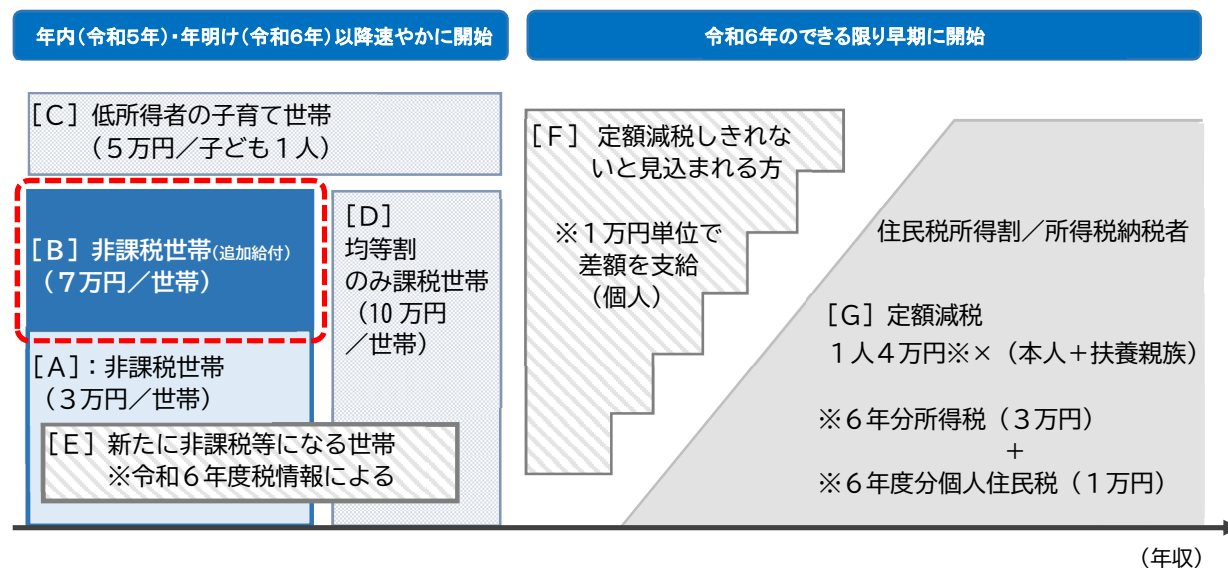
- この給付金は、物価高騰の影響を特に強く受ける低所得世帯（住民税非課税世帯）を支援するため、地方創生を目的とした国の交付金（※）の「低所得世帯支援枠」が拡大されたことに伴い、低所得世帯（住民税非課税世帯）1世帯あたり7万円を給付するものです。

※令和5年11月2日に、国の「デフレ完全脱却のための総合経済対策」が閣議決定され、交付金の「低所得世帯支援枠」を追加的に拡大するとともに、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を引き続き支援するために「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を追加することが盛り込まれました。

問 1-2 報道で、「減税と給付の組合せで国民生活を支援する」というような説明がありました。今回の給付金とどう関係するのですか。

- この給付金は、国の「デフレ完全脱却のための総合経済対策」の具体的施策の一環として、市町村が主体となって実施するものです。
- 「デフレ完全脱却のための総合経済対策」に盛り込まれた「物価高から国民生活を守る」ための支援策では、非課税世帯を対象にしたこの給付金だけでなく、様々な所得段階の国民の生活を支援するための「新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置」が予定されています。

<「新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置」の全体像>



※今回の「大府市低所得世帯生活支援特別給付金(7万円追加給付)」は、[B]の具体的施策として実施するものです。

※世帯の中に18歳以下の児童がいる場合には、[C]の「こども加算」の給付が予定されています。

詳細については、決定次第、市公式ウェブサイト等でお知らせします。

問 1-3 この給付金は、課税の対象となりますか。

- 「物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律」（令和 5 年法律第 8 1 号 ※令和 5 年 1 1 月 2 9 日施行）の規定により、本給付金は所得税等の課税対象になりません。
- したがって、確定申告等による所得の申告の必要はありません。

問 1-4 この給付金は、市町村等の差押えの対象となりますか。

- 「物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律」（令和 5 年法律第 8 1 号 ※令和 5 年 1 1 月 2 9 日施行）の規定により、本給付金は差押えの対象になりません。

問 1-5 この給付金は、これまでの給付金とどのような関係がありますか。

- この給付金は、「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（令和 3 年度から令和 4 年度にかけて実施された 1 世帯当たり 1 0 万円）」及び「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金（令和 4 年度に実施された 1 世帯当たり 5 万円）」とは、別の給付金です。
- すでに 1 0 万円、5 万円を受給された方であっても、この給付金の要件に該当する世帯であれば、受給することができます。
- この給付金は、「大府市低所得世帯生活支援特別給付金（令和 5 年度に実施された 1 世帯当たり 3 万円）に追加して 7 万円を給付することで、住民税非課税世帯に 1 世帯当たり 1 0 万円を目安に支援するものですが、両者の支給要件は同一でないため、3 万円を受給された方が必ず 7 万円を受給できるということではありません。
- 今回の給付金のご案内をするに当たって、これらの過去の給付金の受取口座の情報を利用（※）しています。

※この給付金は、「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」（令和 3 年法律第 3 8 号）第 1 0 条の規定における「特定公的給付」に指定されているため、これらの過去の給付金の振込先口座の情報を活用することが可能になり、みなさんの手続負担が少なくなるように給付手続のご案内をしています。

問 1-6 他の市町村でも同じような給付金があるようですが、この給付金は全国的な制度ですか。

- この給付金は、国の交付金を活用して、全国の市町村がそれぞれ実施するものです。
- 給付の要件は、どの市町村もほぼ同じですが、全国一律ではありません。
- この給付金は、令和 5 年 1 2 月 1 日（基準日）時点の住所地の市町村が支給するものです。それ以降に大府市から転出した場合も基準日時点で大府市に住民登録があれば、大府市から支給します。
- 他の市町村からこの給付金の支給を受けている場合は、大府市からは受給できません。

問 1-7 制度が難しくよく分かりません。どこに行けば詳しく教えてください。

■お問い合わせ、相談場所は、次のとおりです。

期間	時間	場所	電話番号
2月 1日（木）から 2月 28日（水）まで	平日 9時から17時まで （水曜日のみ19時まで）	市役所 2階 204会議室	0562-38-7005
2月 29日（木）から 3月 29日（金）まで	平日 9時から17時まで （水曜日のみ19時まで）	市役所 1階 7番窓口 地域福祉課	0562-45-6228

※お電話では本人確認ができないため、世帯や課税の状況などの個人情報を含む個別具体的なお問い合わせには対応できません。

2 給付要件(共通)

問2-1 給付金はどのような世帯が受給できますか。

■この給付金は、令和5年度住民税（均等割）が非課税の世帯に対して給付するものです。

■この給付金における非課税世帯とは、世帯の全員の住民税（均等割）が非課税である世帯（世帯の中に住民税が課税されている方が一人もいない世帯）を指します。

■非課税世帯であっても、住民税が課税されている方の扶養親族等のみで構成される世帯の場合には、給付対象になりません。

〔例〕①親元からの援助を受けるひとり暮らし大学生、②別世帯の子からの援助を受ける高齢者施設入所の方、③国内単身赴任中の配偶者と生計を同一にする家事に従事する世帯

■非課税世帯であっても、租税条約に基づく免除を受けた方を含む世帯は、給付対象になりません。

■非課税世帯であっても、令和5年1月1日において、日本国内に住民登録がなく、住民税が計算されていない方だけで構成される世帯は、給付対象になりません。

具体的な給付要件と手続方法は、次の表のとおりです。

<給付要件と手続方法>

給付種別	要件の内容	手続方法
(1) 令和5年度住民税非課税世帯 （住民登録あり）	基準日（令和5年12月1日）時点で 大府市に住民登録がある非課税世帯	プッシュ型 （市から書類を送ります。）
(2) 令和5年度住民税非課税世帯 （申請が必要な世帯）	（ア）DV等避難世帯	申請型 （申し出が必要です。）
	（イ）新規住民登録した世帯	
	（ウ）死亡、離婚等に伴う世帯構成の変化によって 非課税になった世帯	
	（エ）課税内容の変更によって非課税になった世帯	

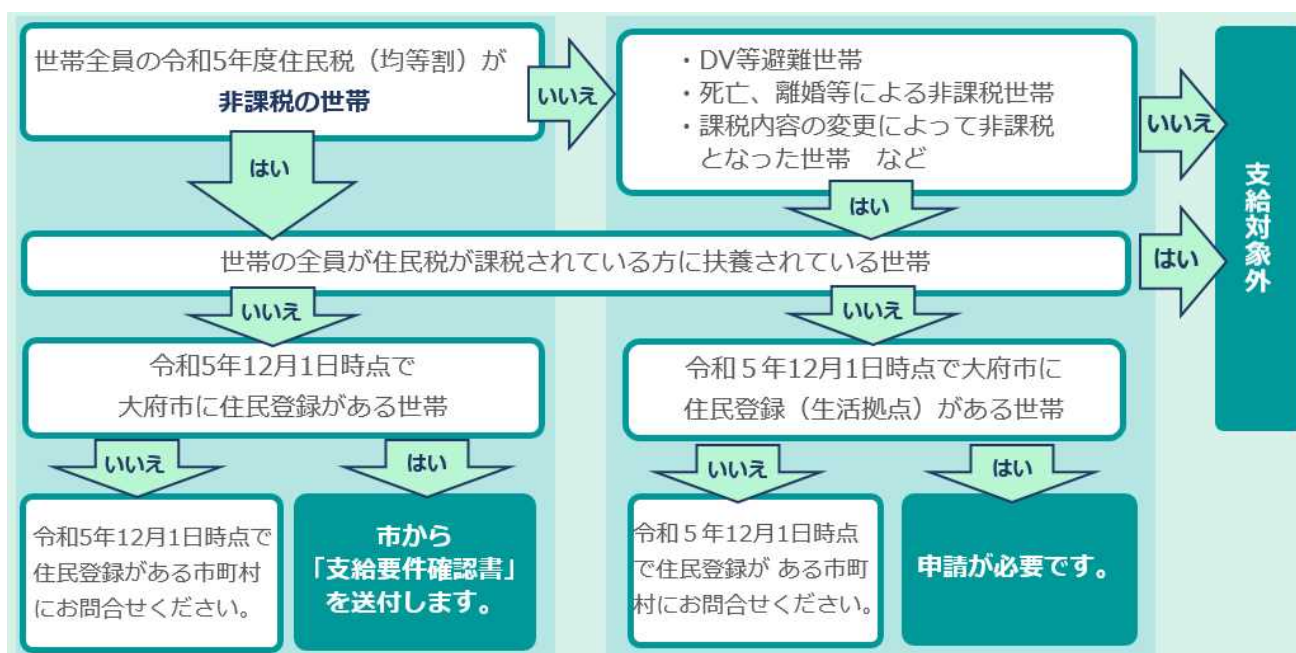
※（１）及び（２）の重複受給はできません。

※急激な収入減少があった世帯（家計急変世帯）への給付はありません。

問2-2 給付金の要件を満たしているかどうか、どのように判断すればいいですか。

■次のフローチャートにご自身の世帯の状況に当てはめ、確認してください。

■ご不明な点がある場合のほか、DV等避難、新規の住民登録、死亡や離婚等に伴う世帯の変化、課税内容の変更等の事情がある場合には、お問い合わせください。



問2-3 給付金の金額は、家族の人数や所得によって増えますか。

■給付金額は、世帯の人数や所得金額にかかわらず1世帯に7万円です。

■世帯の中に18歳未満の児童がいる場合には、対象児童一人につき5万円の「こども加算」が予定されています。詳細については、決定次第、市公式ウェブサイトでお知らせします。

問2-4 自分の世帯や住民税のことがよく分かりません。 詳しく知りたい場合には、電話で問い合わせればいいですか。

■一般的な内容には、お答えできますが、本人確認ができないお電話では、「自分は対象か教えてほしい。」といった個別具体的なお問い合わせについてお答えすることはできません。

■本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、保険証など）を持参の上、市役所にお越しただければ、実際の世帯や課税の状況についてお調べすることができます。

※給付要件に関することは、給付金窓口で対応しますが、課税内容の詳細については税務課へ、住民登録の状況については市民課へご案内します。

問2-5 基準日である令和5年 12 月1日に住大府市に民登録がある世帯が対象ということですが、届出をした日という意味ですか。

■届出日ではなく、異動日（住所を定めた日）で要件判定します。

問2-6 同じ敷地に子どもの世帯と別々で生活していますが、この給付金制度での「世帯」は、どのような定義ですか。

■生活の実態やお住まいの形態にかかわらず、住民票上の世帯で判断します。

■同じ敷地内、同じ建物でお住まいであっても、住民票上の世帯を分離している場合には、別世帯として取り扱います。

問2-7 外国人は、給付対象ですか。

■国籍や在留資格に関係なく、住民登録や課税状況などの要件を満たす場合は、給付対象になります。ただし、令和5年1月2日以降に入国した方のみで構成される世帯は、対象にはなりません。

■＜問2-8＞＜問2-9＞と合わせてご確認ください。

問2-8 租税条約の届出をした世帯は、給付対象ですか。

■世帯の中に租税条約に基づく免除を受けた方がいる場合は、給付対象にはなりません。

問2-9 令和5年1月2日以降に海外から入国したため、令和5年度住民税が課税されていない場合には、給付対象になりますか。

■令和5年1月2日以降に海外から入国した方のみで構成される世帯は、給付対象にはなりません。

問2-10 生活保護受給世帯は、給付対象ですか。

■生活保護の受給状況や、非課税になった理由に関係なく、住民登録や課税状況などの要件を満たす場合には、給付対象になります。

■ただし、生活保護を受けていることで、課された住民税の納付が免除されている方は、給付対象にはなりません。

■納税状況に関係なく、令和5年度の住民税が課税されている場合には、給付対象にはなりません。

問2-11 失業を理由に住民税の納付が免除されている世帯は、給付対象になりますか。

- 失業やその他の理由で、課された住民税の納付が免除されている場合には、給付対象になりません。納税状況に関係なく、令和5年度の住民税が課税されている場合には、給付対象になりません。

問2-12 住民税を滞納し、納税していませんが、給付対象になりますか。

- 納税状況に関係なく、令和5年度の住民税が課税されている場合には、給付対象になりません。

問2-13 給付金の手続は、誰がすることになりますか。

- この給付金は、世帯に対する給付金です。世帯を代表する世帯主の方が手続してください。
- なお、世帯主本人による手続が困難な場合には、代理人（※）が行うことも可能です。
- 代理人による手続の場合には、委任状を提出いただく必要があります。

※代理人は、世帯主と同一世帯の方のほか、法定代理人の方、親族その他の平素から身の回りの世話をしている方に限られます。

問2-14 自営業をしていますが、まだ確定申告等の税務手続が終わっていません。これから申告する予定のため、現時点では課税されていませんが、給付対象になりますか。

- 令和4年中（1～12月分）の所得が未申告の場合には、「課税になる所得がないこと」を誓約（※）いただいた場合にのみ給付対象になります。
- 課税対象の所得があり、確定申告等の所得の申告が必要な場合には、速やかに手続してください。
- 世帯員の一部に未申告者がいる世帯の場合にも、同様に取り扱います。

※世帯主の方の誓約に基づいて、申告すべき所得がないものとして取り扱います。
ただし、後に申告や更正があったことで、非課税から課税になり、支給要件から外れた場合には、給付済の給付金を返還いただくことになります。

問2-15 私の世帯は、ひとり親家庭です。この給付金を受給するには、どのように手続をすればいいですか。

- ひとり親家庭であるかどうかにかかわらず、非課税であるかどうかで判断します。
- 税制上、ひとり親控除、寡婦控除、勤労学生控除、障害者控除などの各種の控除の適用状況にかかわらず、その結果、実際に令和5年度住民税（均等割）が課税されているかどうかで判断します。

■他の世帯と同様に、令和5年12月1日に大府市に住民登録があった非課税世帯の場合には、市から「支給要件確認書」をお届けします。

■1月2日から12月1日までに配偶者との死別や離婚によって、ひとり親家庭になった非課税世帯の場合は、3月29日までに申請書を提出いただく必要があります。

問2-16 他の市町村からも同じような給付金の案内が届きました。
このまま2か所から給付金を受け取ってもいいのでしょうか。

■他の市町村から受け取っている場合には、大府市の給付金を受け取ることはできません。詳細について、その市町村にご確認ください。

問2-17 単身赴任をしている都合で、大府市に住民票を残したまま、赴任先の市町村で住民税の手続をしています。この場合、この給付金の取扱いはどうなりますか。

■給付金を給付するかどうかは、住民登録がある大府市で判断します。

■赴任先の市町村での課税計算（住登外課税）の結果、世帯全員の令和5年度の住民税が非課税である場合には、大府市の給付金の対象になります。

■大府市の住民税だけでなく、全国の市町村の令和5年度住民税が課税されている方を含む世帯の場合には、給付対象になりません。

3 給付要件 (1)申請が不要な世帯(基準日に住民登録がある世帯)

問3-1 私は、令和5年12月10日に大府市を転出し、現在は、別の市町村で生活しています。大府市から給付金の案内が届きましたが、受給してもいいのですか。

■この給付金は、基準日である令和5年12月1日時点で大府市に住民登録があった非課税世帯を対象としています。

■給付金のお手続をされるまでの間に別の市町村に転出された世帯であっても、その他の要件を満たしている場合には、転出先の市町村ではなく、大府市から給付されます。

問3-2 市から「支給要件確認書」が届きましたが、他の市町村からも同じような給付金の案内が届きました。このまま2か所から給付金を受け取ってもいいのでしょうか。

■他の市町村から同様の給付金を受け取っている場合には、大府市の給付金を受け取ることはできません。

■なお、この場合には、大府市から届いた「支給要件確認書」の「確認内容①」をチェックいただけません。

※市では、あらかじめ世帯状況を確認し、その結果、支給要件に当てはまる可能性がある世帯に対して、「支給要件確認書」をお送りしています。ただし、転出入や出生死亡等の届出が速やかにされていない場合には、正しく要件判定されていない可能性があります。この場合には、市での事前確認作業では正確な判定ができないため、最終的にはご自身での確認が必要になります。

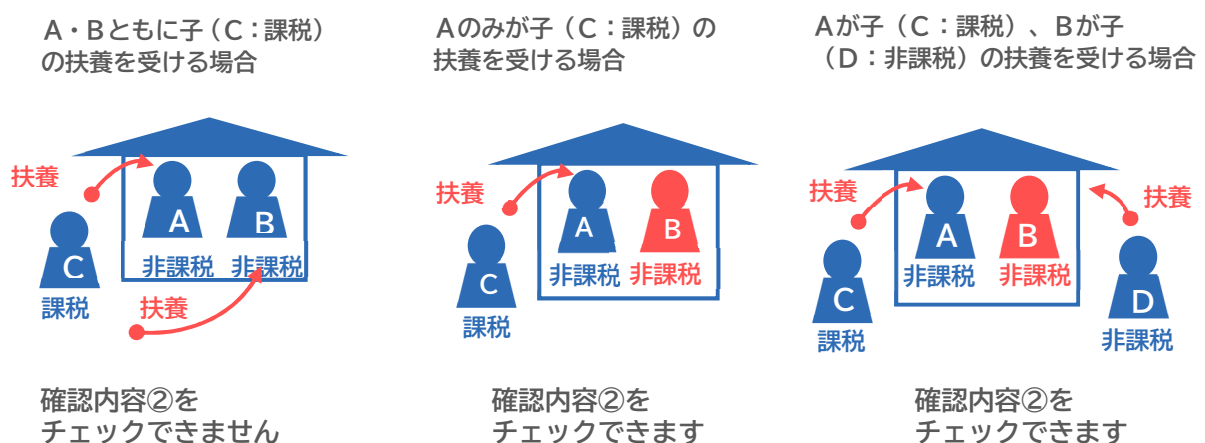
問 3-3

市から「支給要件確認書」が届きましたが、「確認内容②」の意味がよく分かりません。具体的に、どのようなことを確認すればいいか分かりません。

- 市からお送りした「支給要件確認書」(※)の「確認内容②」は、あなたやあなたの世帯の方が、他の親族等の税法上の扶養親族(※)に該当していないかどうか、また扶養している方が課税であるかどうかをお尋ねするものです。
- 世帯の中に、課税されている方から扶養されている方がいたとしても、それが全員でなければ(課税されている方からの扶養を受けていない方が一人でもいれば)、支給対象となります。
- あなたやあなたの世帯の方が扶養されているかどうかは、あなたやあなたの世帯の方の親族が所得税確定申告や、勤務先での年末調整、受給中の公的年金の扶養親族等の申告でどのように届出したかによって異なります。
- ご家族とよく話し合って、扶養の状況や課税の状況を確認してください。

※市では、あらかじめ把握できる限りの課税情報(扶養関係)を確認し、その結果、支給要件に当てはまる可能性がある世帯に対して、「支給要件確認書」をお送りしています。ただし、市では全ての扶養関係について把握できていないわけではないため、最終的にはご自身での確認が必要になります。
 ※この制度での扶養とは、税法上(令和5年度=令和4年中の所得で計算)の扶養控除等を指します(健康保険の扶養とは異なります。)

<具体例(世帯主Aと配偶者Bの場合)>



問 3-4 市から「支給要件確認書」が届きましたが、「確認内容③」をチェックするに当たって、どのようなことを確認すればいいかわかりません。

- 市からお送りした「支給要件確認書」(※)の「確認内容③」は、世帯の中に課税対象の所得があるにもかかわらず、まだ確定申告などの税務申告を済ませていない方がいないかどうかをお尋ねするものです。
- 自営業の方の事業所得や農家の方の農業所得、アパート経営をされている方などの不動産所得のほか、一時所得や内職等のその他の雑所得などの課税所得をこれから申告する予定がある場合には、チェックしていただくことはできません。税務申告を済ませてから、改めて給付要件に当てはまるかどうか確認が必要です。
- 通常、公的年金などの雑所得や給与所得については、日本年金機構等の年金支払者や給与支払者を通じて、その支払内容が市に報告されているため、必ずしも本人が申告する必要はありません。
- 遺族年金、障害年金などの非課税年金、児童手当、児童扶養手当などの非課税の取扱いがされる手当、生活保護費などを受給されている場合には、チェックしていただいて差支えありません。

※市では、あらかじめ世帯の課税情報を確認し、その結果、支給要件に当てはまる可能性がある世帯に対して、「支給要件確認書」をお送りしています。ただし、税務申告が正しくされていない場合には、課税計算が正しくされていない可能性があり、市での事前確認作業では正確な判定ができないため、最終的にはご自身での確認が必要になります。

問 3-5 配偶者が単身赴任中のため、専業主婦(夫)の私が一時的に世帯主になっています。今回、市から私宛てに届いた「支給要件確認書」は、誰が確認すべきものですか。

- この「支給要件確認書」は、基準日である令和5年12月1日時点の世帯主の方に宛てたものです。当時の住民票上の世帯について、当時の世帯主の方が確認してください。
- 単身赴任中の一時的な状況であっても、住民票上の世帯が給付要件を満たす世帯である場合には、給付対象になりますが、この給付金は住民税が課税されている親族等に扶養されている被扶養者のみで構成される世帯は対象外となります。そのため、単身赴任されている方が残された世帯の方全員を扶養している場合は給付金を受けることはできません(※)。

※この点において、前回の3万円の給付金(大府市低所得世帯生活支援特別給付金)とは異なりますのでご注意ください。

※「親元からの援助を受けるひとり暮らし大学生」、「別世帯の子からの援助を受ける高齢者施設入所の方」、「国内単身赴任中の配偶者と生計を同一にする家事に従事する世帯」、「令和4年中は親の支援を受けていた令和5年からの新社会人」の方などの場合も、同様に給付対象外になります。

問 3-6

市から届いた「支給要件確認書」に記載された世帯主は、すでに亡くなっています。
今は、残された家族のみで生活していますが、給付対象になりますか。

- この「支給要件確認書」は、基準日である令和5年12月1日時点の世帯に対して確認をお願いするものです。便宜上、当時の世帯主の方に宛ててお送りしていますので、悪しからずご了承ください。
- この給付金は、令和5年12月1日時点の世帯に対して給付するものですので、世帯が存続する限り給付されます。ただし、世帯主の死亡等によって世帯構成が変わった場合（※）には、新たな世帯主の方に世帯を代表する受給権が引き継がれますので、新たな世帯主の方にお手続きいただくことになります。

※基準日の翌日以降に世帯主が亡くなられた場合、以下の取扱いとなります。

（1）確認書の返送を行うことなく亡くなられた場合

単身世帯以外の場合

亡くなった世帯主以外の世帯員がいる場合には、その世帯員のうちから、新たに世帯主になった方が世帯を代表して手続し、給付金を受給することになります。

単身世帯の場合

世帯自体がなくなってしまうため、給付されません。

（2）確認書の返送をした後に亡くなった場合

亡くなった世帯主に対して給付され、他の相続財産と同様に相続の対象となります。

本人名義の口座が解約された場合にも、ご本人が手続した受給権が相続財産として残ります。

問 3-7

大府市に住む友人は既に「支給要件確認書」が届いたのですが、自分にはまだ届きません。
給付要件を満たしていると思うのですが、対象ではないということでしょうか。

- 「支給要件確認書」は、市で課税情報などを確認し、対象となる可能性が高い世帯に順次お送りしています。
- 市外から転入してみえた方など、令和5年1月1日に大府市に住民登録がない場合は、転入元の市区町村に課税情報を照会し、給付要件を満たすか確認する必要があるため、「支給要件確認書」の送付に時間がかかることがあります。

4 給付要件 (3)DV等避難などの理由で申請が必要な世帯

問 4-1 私は、配偶者の扶養を受けて、A 市で生活していましたが、令和5年8月に配偶者からの暴力から逃れるため、こどもといっしょに大府市に避難して生活しています。住民票はA市のままです。私は給付金を受給できますか。

■DV等避難などの特別の事情がある場合は、一定の要件を満たせば、市に申請することで給付金を受給できるケースがあります。

次の1から3の全てに該当する場合で、下の（ア）から（エ）のいずれかに該当する場合にも給付金を受給できる場合があります。この場合には、給付金の受給に申請書のご提出が必要ですので、お問い合わせください。

1	世帯全員の令和5年度（令和4年中所得）住民税が課税されていない世帯
2	令和5年1月1日時点で日本国内に住民登録（生活拠点）があった世帯
3	令和5年12月1日に大府市に住民登録（生活拠点）がある世帯

（ア）	配偶者やその他親族からの暴力など（DV）を理由に避難している世帯 ・ 配偶者暴力防止法に基づく保護命令を受けていること。 ・ 婦人相談所等による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」又は配偶者暴力対応機関、市区町村、民間支援団体等による「確認書」等が発行されていること。
（イ）	新規で住民登録した世帯 基準日（令和5年12月1日）において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村にも住民登録がなく、令和5年12月2日以降に大府市に新たに住民登録をした方のみで構成される世帯
（ウ）	死亡、離婚、行方不明によって世帯構成が変化したことで非課税になった世帯 令和5年1月2日から12月1日の間に、死亡、離婚、行方不明（警察署への行方不明者届の届出がされている場合、家庭裁判所による失踪宣告がされている場合に限ります。）によって、非課税相当になった世帯。離婚の結果、新たに非課税となった世帯
（エ）	課税内容の変更によって新たに非課税になった世帯 修正申告や更正請求等の税務手続によって、新たに支給要件に該当することになった世帯

5 手続方法

問 5-1 この給付金は、いつまでが受付期間ですか。

- 3月29日（金）が受付期限です。当日の消印有効
- 受付した書類の審査や、金融機関口座への振込は、4月以降も継続します。

問 5-2 給付金手続における「プッシュ型」とは、どのような手続ですか。

- 給付金の支給対象者の方が受給手続の機会を失うことがないように、給付可能性が高い世帯に対して、みなさんからの申請を待つことなく市から個別のご案内することを「プッシュ型」と呼んでいます。
- 一般に「プッシュ型」の給付には、手続方法のみをご案内するもの（申請不要型）と、給付金の振込までを市主導で完了させるもの（手続不要型）とがありますが、この給付金については、一部の例外を除き、手続方法のみ（※）案内するもの（申請不要型）です。

※この給付金は、市が把握する住民登録や課税情報の組合せによって支給要件を判定するものです。
※市では、あらかじめ世帯の課税情報を確認し、その結果、支給要件に当てはまる可能性がある世帯に対して、「支給要件確認書」をお送りしています。ただし、税務申告が正しくされていない場合など、市での事前確認作業だけでは正確な判定ができないため、最終的にはご自身での確認が必要になります。
※給付金を受け取る口座を指定いただく必要もあることから、世帯主の方による手続が必要です。

問 5-3 市から届いた「支給要件確認書」に金融機関口座が記載されているのは、なぜですか。

- 市からお送りした「支給要件確認書」には、「特別定額給付金」（令和2年度に実施された一人当たり10万円）、「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（令和3年度から令和4年度にかけて実施された1世帯当たり10万円）」、「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金（令和4年度に実施された1世帯当たり5万円）」、「低所得世帯生活支援特別給付金（令和5年度に実施された1世帯当たり3万円）」を振込した口座をあらかじめ表示（※）しています。

※この給付金は、「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」（令和3年法律第28号。）第10条の規定における「特定公的給付」の指定を受けているため、これらの過去の給付金の振込先口座の情報を活用することが可能になり、みなさんの手続負担が少なくなるように給付手続のご案内をしています。

問 5-4 市から届いた「支給要件確認書」を提出するときには、同封されている返信用封筒を使わなければいけませんか。

- どんな封筒を使っても構いません。
- 「支給要件確認書」に同封した返信用封筒で郵送いただく場合には、切手を貼ったり宛名を書いたりする必要なく、ご利用いただけます。

6 支給関係

問 6-1 給付金の手続きをしてからしばらく経ちますが、給付金の振込はいつ頃になりますか。

- 書類の提出後、およそ1か月後を目安に振込させていただきます。
- 振込日の数日前に、振込の予定を記載した振込通知（はがき）が届きます。
- 提出いただいた書類に不備がある場合には、もうしばらくお時間がかかります。
- お電話での個別具体的なお問い合わせには、対応できません。

問 6-2 この給付金は、どのように受け取るのですか。

- 原則として、世帯主名義の金融機関口座へ振込します。
- 市からお送りした「支給要件確認書」には、過去の類似の給付金でご利用になった口座の情報をあらかじめ記載しています。
- 市が口座を把握していない場合や、あらかじめ記載された口座とは別の口座を指定される場合には、別途受取口座を指定いただく必要があります。この場合には、口座情報が確認できる通帳やキャッシュカードの写しと、本人確認ができる書類等（マイナンバーカード、運転免許証、保険証、在留カードなど）の写しを添付してください。

問 6-3 市から届いた「支給要件確認書」に表示された金融機関口座情報（ゆうちょ銀行）の桁数が足りません。振込誤りにならないか心配です。

- 過去の給付金で、郵便局の口座を指定いただいた場合には、口座番号の末尾1桁を省略して表示しています。桁数が足りないように見えますが、実際の振込には影響しません（※）。
- 郵便局の口座情報（記号5桁・番号8桁）は、他の金融機関からの振込用の番号体系（店番3桁・口座番号7桁）に変換して表示しています。

問 6-4 市から金融機関口座への振込は、どのように通帳印字されますか。

■「オオブシセイカツシエンキユウフ」と印字されます。

市から届いた「支給要件確認書」には、中京銀行の口座情報が表示されています。

問 6-5 このたび、中京銀行から店番・店名変更のお知らせがあり、私が利用している口座も変更が予定されています。「支給要件確認書」は、どのように提出すればいいですか。

■店番・店名変更に合わせて、市で対応しますので、みなさんがお手続きいただく必要はありません。

■中京銀行では、愛知銀行との統合に備えて両行で重複する55店舗の店番・店名の変更が予定されているとのことです。

■店番・店名の変更は、支店ごとに順次、行われる予定ですので、給付金の振込のタイミングに合わせて変更する必要があります。中京銀行からの案内では、「振込依頼人さまに『新店番・新店名』をご連絡いただきますようお願いいたします。」とされていますが、この給付金のお手続では、市側でみなさんから提出された書類等を振込の時期に合わせて読み替えて対応します。なお、中京銀行では変更日以降に旧店番・旧店名に振込があった場合にも、約2か月間の読み替え期間が設けられるそうです。

7 その他

非課税世帯としてこの給付金を受け取った後、扶養控除の見直しがされたため令和5年度

問 7-1 の住民税が課税になってしまいました。

この場合、すでに受け取った給付金の取扱いはどうなりますか。

■給付金の給付後に課税内容が変更されたことで、結果的に非課税世帯の要件を満たさなくなった場合には、受け取った給付金を返還いただきます。この場合には、速やかにお申し出ください。

■意図的に虚偽の手続をされた場合、不実の手続をされた場合には、不正受給として詐欺罪に問われる場合もあります。